

新型コロナ「困りごと」お聞かせくださいQ & A 【飛騨市公式ホームページ】

【令和2年5月分】

■5月13日～5月30日分（件数：11件）

1. 子育て支援

Q 休園の影響で、家庭の食費、おやつ、その他の教材費等で、以前に比べかなり出費が増えました。県内でも他の市町村で、児童対象世帯には追加の給付金、ギフトカード等の交付がされています。これからの飛騨市を担っていく子供たちに対する助成を一度ご検討いただけると幸いです。
A 子育て世帯への支援としましては、一つは「子育て世帯への臨時特別給付金」があります。低～中間所得者層の児童手当を受給世帯（0歳～中学生のいる世帯）に対し、児童1人あたり1万円が6月に支給されます。 また、「低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金」が今後、支給されます。これについては国の臨時特別給付金で児童扶養手当を受給している世帯及び新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少した児童扶養手当受給資格世帯等が対象となっています。 そして飛騨市では、6月1日より「飛騨市がんばれプレミアム商品券」の販売を開始しました。一般の方は10,000円で12,000円分の商品券（20%のプレミアム）が購入できるのに対し、18歳未満の方には9,000円で12,000円分の商品券（約33%のプレミアム）が最大で10冊購入でき、全て購入された場合、実質1人当たり30,000円分お得にお買い物ができるよう支援をさせていただきました。是非ご活用いただきたいと思っております。

2. 雇用調整助成金について

Q1 雇用調整助成金の申請は煩雑すぎて社労士の手を借りることが必要ですが、社労士の報酬が高いため、そこを補助してもらえると非常に助かります。
A 国の雇用調整助成金は申請手続きを簡素化する動きもありますが、まだまだ申請手続きに対するハードルが高いのが現状です。一つの方法として社会保険労務士に申請手続きを委託することもできますが、委託費用がかかることもあり、積極的な利用に至らないのが現状です。 飛騨市ではこういった現状をふまえ、今後事業主が申請手続きを社会保険労務士に委託した際の費用補助制度について検討させていただきます。
Q2 雇用調整助成金の基準となる給与額は基本昨年度の労働保険料から算定されるが、たまたまパート比率が高かったり、休業中の者がいたりすると低く出てしまいます。何百人の工場なら平均で構わないと思いますが、10人程度の会社であれば、平均値が年によって非常にブレてしまい、たまたま昨年の基準賃金額が今年より低いと会社負担が大きくなってしまいう仕組みとなっています。現在、国の方でも小規模事業者は休業補償の実額を支払う案が出ているようですが、どちらかというとならば手続きの簡素化のための方です。休業補償を100%払うために、市の方でも休業補償の実額を支払えるよう、支援していただけると助かります。
A 飛騨市では雇用調整支援制度を設置し、現状では国の雇用調整助成金制度の助成を受けた事業者様の、自己負担割合相当分を補助する制度となっています。 国の制度も変わってきていますので、今後の状況に合わせて飛騨市での対応を検討します。

3. デイサービスについて

Q 県外にいる人が出入りする家庭には、デイサービスが2週間行くことができないと言われました。デイサービスが受けられないとどうすることもできないので困っています。
A こうした緊急事態宣言が発令されていた時期ではありましたが、デイサービスが2週間受けられないことで、ご不自由な生活となられたことについて、深く憂慮いたしております。 介護保険制度では、デイサービスなどのサービス内容や組み立てについては、ケアマネージャーが、ご本人ご家族と相談の上、その状況の中で最善のプランをつくることとなっております。このため、こうした状況が続いているようであれば、担当のケアマネージャーと他の方法がないかなどについて十分にご相談をお願いします。それでも解決できない場合は、市としてもできる限りサポートさせていただきますので、地域包括ケア課 0577-73-6233（ハートピア古川）までご相談をお願いします。

4. 保育園について

Q 保育園にどうしても預けなければいけない理由があり相談しましたが断られ、仕事を休むしかなくなりました。保育園の気持ちも分かりますが、もう少し保護者の気持ちも理解してほしいです。
A ご不快なお気持ちにさせてしまい申し訳ありません。今後、すべての保育園に対して改めて指導を行うと共に、保護者に寄り添った対応を心がけて参ります。飛騨市では皆さまからの声を受け止め、5月25日から登園希望者はすべて受け入れさせていただき、6月1日から通常登園を再開させていただきました。

5. 休業者への国の直接支給制度について

Q 休業者に対する国の直接支給制度が創設されるとの話を聞きましたが、雇用保険や社会保険に未加入で年間収入130万円未満の者も対象なのでしょうか？受給できるのであれば必要書類等あるのでしょうか？

A 国の雇用調整助成金制度で対応できない場合に労働者が直接給付できる給付制度の検討が進められているという情報がメディア等で紹介されていますが、現段階で市にそういった情報は国から正式な連絡が来ていないため、詳細についてはわかりません。
今後、制度について国から連絡があり次第、市からも情報発信を行いますので、今後の国等の動きに注目していただければと思います。

6. 公民館などで行うサークル活動について

Q 公民館などで行うサークル活動等を行う際の、コロナ対策チェックシートをお願いしたいです。大きい施設などの利用時に使うチェックシートは項目が多く、小規模、高齢者の活動には向いていないと思います。とにかくわかりやすく、絶対に落とすはいけない項目を絞って大きな字で作っていただき、活用できるものをお願いしたいです。

A 公民館などで行うサークル活動等については、その建物の規模や活動の内容により対策すべき項目が異なりますので、一概に項目を絞ってお配りすることは困難と考えております。このため、施設や活動内容に合ったチェックシートの作成のご支援を致しますので、生涯学習課 0577-73-7495（古川町公民館内）まで、お気軽にご相談ください。

なお、飛騨市のチェックシートで最も重要な項目（最低限の項目）は以下のとおりです。

- ①発熱等症状のある人は入館禁止とし、入口にアルコール消毒液を設置し、手指の消毒とマスクを着用した上で入館する。
- ②「3つの密」を徹底的に避ける。（人数は部屋の収容定員の半分に以下に設定）
- ③室内の換気や人と人との距離（できるだけ2mを目安に）を適切にとる。
- ④飛沫による感染を防ぐため、声を出す機会を最小限に行う。（マイクの使い廻しをしない）

7. 畜産業者への支援について

Q 畜産は、売れない時期だからと言って生産を止めることができません。エサは与え続けなくてはなりませんし、時機を見極めて出荷するにしても、コロナの影響がどこまで続くかわからない状況で、余計な餌代をかけるメリットもありません。そのため、今まで通り適正な時期に出荷をしていますが、仕入れ値以下で売っている状況です。運転資金の確保（餌代の支払、素牛導入資金、生産費等）、with コロナ、after コロナに対応した生産・経営の在り方や、仕組みづくりを相談したいです。

A 農業用融資については、農林漁業セーフティネット資金の他、農業近代化資金、スーパーL資金、アグリサポート資金など大変有利な融資制度があります。さらに令和2年度国の補正予算により、融資制度も拡充されます。経営改善のための融資においても短期・長期資金、融資限度額の違い等、目的により色々な制度資金がありますので、飼養衛生管理・経営改善も含め、畜産振興課 0577-73-0152（飛騨市役所西庁舎3階）までお気軽にご相談ください。

■5月2日～5月12日分（件数：35件）

1. 感染防止について

Q 万が一の時のために「体調が悪い時の対応方法」や「万が一感染した時のためPCR検査実施機関」、「感染者受入病院」を知っておきたいです。

A 感染が疑われる場合には、「新型コロナ感染症についての相談・受診の目安（厚生労働省5月8日付け事務連絡）」により、以下の対応となります。

なお、関連情報については、市のホームページ等でも随時掲載していきますので、随時ご確認ください。

- ①感染症を疑う症状の場合は、帰国者・接触者相談センター（飛騨保健所）に電話します。（24時間対応）
- ②電話で聞き取りが行われ、帰国者・接触者外来（非公表）への受診の必要性が判断されます。
- ③帰国者・接触者外来での診察の結果、PCR検査の必要性が判断されます。
- ④PCR検査が陽性の場合は、感染症指定医療機関（久美愛厚生病院）への入院となります。

2. 外出自粛啓発について

Q 1 他県ナンバー・県外からの釣り人・山菜取り・家族複数人での買い物など見かけると不安になります。

A 外出の自粛や都道府県をまたぐ移動の自粛を市公式ホームページ、市公式SNSなどで、市内・市外へ呼び掛けているところですが、市内で他地域ナンバーの車を見かけたり、買い物で密な状態になっていたりすることについては、本市に限らず全国的に不安視する声があります。呼びかけの強化を図りますが、まず大切なことは「ご自身の感染予防」となります。そういった方々を見かけた場合は接触を避

け、引き続き手洗いや手指消毒、マスクの着用、3密を避ける行動をお願いします。
Q2 消防団活動における感染防止対策はありますか。
A 消防団行事は中止（操法大会など）、延期（分団演習など）、縮小（入退団式など）を基本とし、器具庫に集まる会議・定例は必要最小限としています。また、やむを得ず参集する場合には、器具庫内の飲食禁止、三密を避け定期的な換気を行うよう幹部会にて周知しておりますが、対策が不十分の事例が見られたところです。このため再度、消防本部から各分団へ具体例を示した文書にて通知する予定としております。
Q3 町内の文書の回覧板は、感染予防面から心配です。
A 市では「区長配布」という手段によって、区長様を通じて定期的に回覧や各種配布物を市民の皆様へお届けしています。現在のところ飛騨地域で感染症が発生していないことから、区長配布の実施は問題ないものと考えております。しかしながら、ご心配されることも当然ですので、市としても、継続的に感染症の状況を注視しながら、区長配布の実施あるいは中断について判断させていただきますので、ご理解とご協力をお願いします。

3. 人権について

Q 感染者やその周りの方、医療従事者などへの差別や偏見が残念です。飛騨市もそうならないよう対策してほしいです。
A 飛騨市では、感染は確認されておりませんが、感染が確認された場合は、感染者やその家族及び医療従事者等が差別されないように、市長メッセージなど様々な手段で人権の尊重を啓発します。

4. 子育て世代について

Q1 親の休息も必要であり、感染対策を行った上で保育園を再開してほしいです。
A 保育園については、県の要請により5月31日まで休園としておりますが、やむを得ない事情がある場合は登園いただけます。「コロナ疲れ」と言われるような事情での登園も可能ですので、その様な場合は各園長等にお気軽にご相談ください。
Q2 小中学校の授業の遅れが心配です。
A 飛騨市の全小中学校では現在、6月1日からの学校再開を目標とし、5月18日から「学校再開準備期間」として、5月18日と5月25日の各週に1回程度、分散型自主登校日や学習相談日を実施し、学習支援を行います。これまで、学習支援としてプランニングシートや課題プリントの配布を行いました。文科省や県等から出されている「学習コンテンツ」や「リンク集」を各校HPやお便りでお知らせしています。市内教職員・ALTの作成した学習支援DVDを5月25日を日目に全児童生徒に配布します。家庭学習等で分からないところがありましたら、お気軽に各学校までご相談ください。
Q3 高校生がいる家庭も生活が大変です。何か支援してほしいです。
A 国の雇用調整助成金は、雇用保険又は労災保険加入事業者であればパート・非正規社員でも対象となりますので休業手当の支給について事業主と相談願います。 また、ご家族1人につき10万円（例えば4人家族なら40万円）給付される、特別定額給付金の申請が始まっていますので、お手数ですがお手続きをお願いします。（特別定額給付金室 0577-62-8020） そして、収入減少により、家計に支障をきたしている方に対し、一時的な生活資金を無利子で貸し付ける「返済免除付き飛騨市生活支援資金貸付制度」もありますので、該当になられるかご確認していただけたらと思います。3カ月以内で最大30万円を迅速に貸し付け、最初の借入から4カ月目の世帯収入（特別定額給付金は含まない）が市民税非課税相当額以下の場合、返済を免除するというもので、事実上の給付となります。貸付に関する手続きは、飛騨市社会福祉協議会（電話0577-73-3214）で行っていますのでご相談下さい。また、市でも生活相談をハートピア古川（地域包括ケア課 0577-73-6233）で行っていますので、お気軽にご相談下さい。
Q4 子育て世代への支援はありますか。
A まずは、ご家族1人につき10万円（例えば4人家族なら40万円）給付される、特別定額給付金の申請が始まっていますので、お手数ですがお手続きをお願いします。（特別定額給付金室 0577-62-8020） また、児童手当受給世帯（0歳～中学生のいる世帯）で児童1人あたり1万円が6月に支給されます。（国臨時特別給付金。低～中間所得者層対象）こちらは、児童手当の仕組みで支給されますので申請などの手続きは不要です。 そして、飛騨市では6月から新たに市民対象の「プレミアム商品券」とさるばるコインを活用した「プレミアム電子地域通貨」を発行します。商品券・さるばるコインともに12,000円相当を「一般の方10,000円（プレミアム率20%）」、「子育て世帯お子様9,000円（プレミアム率30%）」（平成14年4月2日以降に生まれた方）で提供します。お子様分は最大10口（12万円相当を9万円）まで購入でき、この場合1人3万円分の定額給付と同じ効果となります。特別定額給付金も活用していただけたらと思います。

5. 仕事について

Q1 製造業へも支援はしてほしいです。
A コロナに関する影響は製造業に限らず全事業に影響してきておりますので、国・県・市それぞれがコロナ対策として、資金制度融資や支援策を創出し拡充してきております。その他にも活用できる支援制度がある可能性がありますので、まずは商工課（電話0577-62-8901）までご相談ください。また、製造業のアピールについても検討してまいりますのでご提案等をお願いします。

Q 2 4月就職者やパート・アルバイトなどの休業への支援はありますか。

A 国の雇用調整助成金は、雇用保険又は労災保険加入事業者であればパート・非正規社員でも対象となりますので休業手当の支給について事業主と相談願います。

また、ご家族1人につき10万円（例えば4人家族なら40万円）給付される、特別定額給付金の申請が始まっていますので、お手数ですがお手続きをお願いします。（特別定額給付金室 0577-62-8020）

そして、収入減少により、家計に支障をきたしている方に対し、一時的な生活資金を無利子で貸し付ける「返済免除付き飛騨市生活支援資金貸付制度」もありますので、該当になれるかご確認していただけたいと思います。3カ月以内で最大30万円を迅速に貸し付け、最初の借入から4カ月目の世帯収入（特別定額給付金は含まない）が市民税非課税相当額以下の場合、返済を免除するというもので、事実上の給付となります。貸付に関する手続きは、飛騨市社会福祉協議会（電話 0577-73-3214）で行っていますのでご相談下さい。また、市でも生活相談をハートピア古川（地域包括ケア課 0577-73-6233）で行っていますので、お気軽にご相談下さい。

仕事を新たにお探しの方は、市公式ホームページ新着情報「募集」に市役所雇用の募集のほか、ハローワークの求人情報を毎週掲載していますのでご覧いただくか、ハローワーク高山（平日 8:30~17:15 電話 0577-32-5122）までお問い合わせください。

6. 税等について

Q 税等を減額してほしいです。窓口が混雑するので、感染予防のため納期を延ばしてほしいです。

A 市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、市営住宅使用料、水道料、下水道料等使用料、保育料、情報施設使用料、育英基金償還金について、コロナ関連で収入が前年同期比概ね20%以上減少している場合、1年間の納付・支払猶予特例を利用いただけます。また、分納等についてもご相談いただけます。

支払窓口の混雑を避ける方法として、口座振替やコンビニ納付、スマホ決済等、金融機関等の窓口へ出向かなくても納付いただける方法もありますので、今後更なる周知に努めさせていただきます。

また、窓口の感染予防対策としては、市役所窓口ほか店舗等においても窓口カウンターに飛沫感染予防のシートを設置するなど勧めてまいります。